第16号議案

愛南町中小企業振興特別融資条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町中小企業振興特別融資条例の一部を改正する条例

愛南町中小企業振興特別融資条例(平成19年愛南町条例第20号)の一部を次のよう に改正する。

第5条中「60箇月」を「60月」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由があると町長が認めたときは、この期間を超えて融資することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

物価高騰等で経営状況が苦しい事業者に対し、融資金の期限内での返済が困難な場合に、融資期間の延長を可能としたいため。

愛南町中小企業振興特別融資条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条~第4条 略	第1条~第4条 略
(融資期間)	(融資期間)
第5条 融資期間は、運転資金及び設備資金	第5条 融資期間は、運転資金及び設備資金
共に <u>60箇月</u> 以内とする。	共に <u>60月</u> 以内とする。 <u>ただし、特別の事</u>
	由があると町長が認めたときは、この期間
	を超えて融資することができる。
以下 略	以下 略